

2023年12月18日
(一財)製品安全協会

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
中間報告案(2023年12月18日)へのコメント

1. ベビーカー、抱っこひものような製品は、安全上のリスクがあるために SG マーク対象品目となっている。そのような製品は、製品の設計・性能上の安全基準等及び表示に留まらず、適切でわかりやすい取扱説明書まで備わっていなければ欠陥とみなされることがあるため、玩具一般とは区別して扱う必要がある。
2. このような製品について国が技術基準を定める際には、国際基準、欧州基準、米国基準をそのまま受け入れるのではなく、日本特有のインフラ、製品の使われ方、安全に対する社会の認識などに配慮して設定する必要がある。
3. 例えば、抱っこひもは、前かがみの姿勢などで子どもが落ちるリスクがあるが、欧米は使用者が注意すべきとの考えに立っている。日本では、子どもが落ちる事例が多発して社会問題化し、2014年に東京都商品等安全対策協議会が SG 基準の強化などの対策を提言した¹。それを受けて、2015年に SG 基準が改正され、うっかりバックルの一つを止め忘れた場合でも子どもが落ちにくいことを要求することとなった。事業者によっては、欧米の基準には適合している製品に付属品を取り付けることで SG 基準を満たしているものもある。
4. また、ベビーカーは、海外では必ずしも折りたたまずに使用するが、日本では頻繁に折りたたんで使用することが多い。折りたたみの際に、子どもの手指が挟まれる事故が発生し、なかにはあわや指を切断されるという事故が相次いだ。メーカーは保護者の不注意で製品の欠陥ではないと主張したが、国民生活センターは保護者の不注意のみによる事故とは判断できないとし製品の改善を求めた² (2007)。これを受けて SG 基準が改正され(2009)、指はさみをしにくい構造を求めることとなった。
5. さらに、海外の基準に適合していても、道路交通法により歩道では使用できないような製品もある。したがって、国として技術基準を定める際には、このような国内の事情に配慮する必要がある。

¹ 「抱っこひも等の安全対策 (東京都商品等安全対策協議会報告書)」、東京都生活文化局(2016)

² 「折りたたみ式ベビーカーに関する調査報告書」国民生活センター(2007)

6. 玩具一般で中古品の市場の重要性は理解するが、SG マーク対象品目のような場合は、中古品は安全のリスクを免れない。中古市場で耐用年数を超えて売られている製品には危険性があることをしっかりと認識するとともに、それによる事故が発生した際には、販売者、及び、プラットフォーマーにも責任が及びかねないことをしっかり認識してもらう必要がある。そして、耐用年数を超えた製品は、安全のために買い替えることが望まれることを周知する必要がある。

(以上)